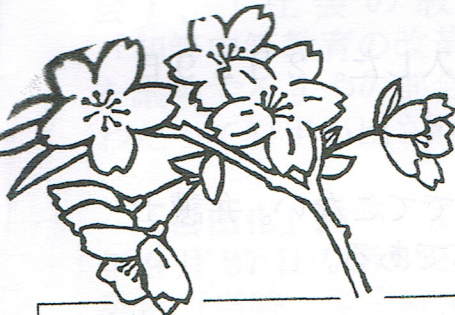


2016年 新役員を紹介します

運営委員長	開田泰憲
副運営委員長	町田貞一
事務局長	渡辺高志
会計	迫田英文

よろしくお願ひします。

2016年2月20日



スケジュール

3月の会議の予定です。

例会	3月 3日 (木)	18:30
運営委員会	3月17日 (木)	18:30

4月の会議の予定です。

例会	4月 7日 (木)	18:30
運営委員会	4月21日 (木)	18:30

西蒲田の組合事務所です。

働く仲間の相談センター

京浜ユニオニス

2016年
3月1日
NO.244

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 050-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
86055997 京浜ユニオン

ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/ ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/ ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

働く仲間の相談センター

第24回定期大会開かれる

2月20日、大田消費者生活センターにおいて、京浜ユニオンの第24回定期大会が開催されました。今大会は、労働相談が2015年の秋以降増加し、それに合わせて会員も増加し、新たに3名の新運営委員も加わり、例年になく活気のでた大会になりました。

大会には、来賓として南部全労協から藤村事務局長、ユニオンネットお互いさまから、斎藤委員長、東部労組デイベンロイ労組支部の小野書記長からそれぞれ激励の挨拶をうけました。

2月2日に解雇通告を受けたばかりのB 幼児教育教室の2の先生の争議の報告と応援の訴えがありました。

大会で報告が予定されていたA 食品のマタハラ解雇争議の解決報告は、インフルエンザのため、欠席されたため、紙面にて、後日報告を載せる予定です。

大会情勢報告と今後の方針はかわら版に掲載しました。

大会終了後、場所を移して交流会がひらかれました。



幼児教室で2人の不当解雇

都内にある、幼児教育教室で、先生2人が解雇通知をうけた。2人は昨年10月に1年契約を更新したばかりである。

背景に入学する幼児が減少したとはいえ、そんなことは契約更新時に分かっていたことであり、まして1月になって突然始まった退職勧奨は特定の間人だけに的を絞った、不当なものである。

整理解雇するには4要件が必要である。従業員全員にきちんと説明する必要がある。また希望退職の募集を募ることも必要である。

解雇をする場合には基準が公平でなければならない。

しかし、実際に会社が行ったことは、特定の間人を選別して、個別に退職をうながし、自分から辞めるように仕向けたことだけである。

一度も、全員を対象に説明会を開催していない。ましてや、退職条件の提示すらない。そして責任者の好き嫌いで選んでいる。

おどろくことに、2人が退職を拒否すると、表向きは全員を解雇すると通告し、その裏で、残る人を選んで、口止めしている。「4月から新教室でスタートする」と。

2人は解雇撤回を求めて、2月にユニオンに加入した。2月29日に最初の団体交渉がもたれた。

団体交渉には責任者であるオーナー・理事長はでてこない。弁護士と社会保険労務士にまかすと言う、不誠実な対応である。

解雇理由を問いただすと、「経営がうまくいっていない。(今後やる)責任者が(2人と)いっしょにやりたくない。とっている」というもので、解雇理由にもならないものである。そして、「解雇は撤回しない。」とかたくなに拒否し、次回、解雇条件の提示をしないと回答した。

次回団体交渉 3月7日 午後4時～

デイベンロイ労組に 都労働委員会命令出る

2年11ヶ月に及んだデイベンロイ労組支部の都労委闘争に、去る2016年2月22日に、次の命令が出されました。

不当労働行為と認定された内容

- ①平成24年5月以降、財務諸表を一切提示していないこと
- ②平成24年12月28日及び25年1月4日に残業代清算について従業員の同意を取り付けたこと
- ③平成24年12月28日に「お年玉」と称し従業員に支払ったこと
- ④組合の車両貸し出し申請を拒否したこと
- ⑤平成25年2月1日からタイムカードを廃止したこと
- ⑥平成25年1月30日に従業員協議会を設置したこと
- ⑦平成25年6月25日付で社内定期便の利用の禁止を通知したこと
- ⑧支部小野書記長に対し平成25年7月以降の給与停止を通知し、7月分給与から勤怠控除したこと
- ⑨平成25年7月1日付で支部小野書記長に対し団体交渉を経ないで人事異動を通知したこと
- ⑩平成25年7月8日付で支部町田委員長に対して配置転換を行ったこと
- ⑪組合からの脱退を勧奨したこと
- ⑫支部町田委員長に対し平成25年冬一時金を0.23ヶ月の支給率で支払ったこと
- ⑬平成26年7月23日団体交渉で夏一時金の平均支給率を示さなかったこと。

この命令を新聞紙2頁大の白紙に書いて本社及び各営業所に10日間掲示する。
というものでした。

いずれも、組合との協議を無視し、一方的に会社が行ってきたことが不当労働行為と認定されたのです。命令は、22項目にもなった救済申立てのすべてを不当労働行為と認定するものではありませんが、組合の勝利命令と捉えることができる命令でした。

これも、傍聴支援など東部労組各支部、闘う仲間がいたからこそ引き出せた命令であると心から感謝し御礼申し上げます。

この命令を期に、正常な労使関係を作り上げること。組合員拡大を目標にこれからも頑張ります。これからもよろしくお願い致します。

東京東部労働組合デイベンロイ労組支部（ビラ転載）



かわら版

Union

2016年3月1日

ユニオン行動日程

- 3月4日(金) 「わすれない!福島は今」を考える学習講演会
講演: 国分富夫氏 場所: 和泉橋区民館2階A洋室
時間: 18:30~20:30
主催: ユニオンネットお互いさま
- 3月5日(土) 第5回井桁利昌リバイバル記念反核・反原発映画祭@東部労組
日時: 3月5日(土) 午後1時~
場所: 東部労組青戸事務所会議室(葛飾区青戸3-33-3野々村ビル1階)
上映プログラム「生きものの記録」(1995年黒澤明監督モノクロ113分、井桁利昌が選ぶ反核・反原発ベストテン番外編)
- 3月6日(日) 南部全労協蒲田駅頭宣伝(ブロック宣伝行動)
蒲田駅東口 10:00~11:00
- 3月6日(日) マーチインマーチ 上野水上音楽堂13時~
- 3月15日(火) 戦争法反対 全都一斉行動
全港湾・全労協(蒲田駅東口) 18時~
1000人委員会(大森駅東口) 18時~
- 3月19日(土) 戦争法反対19日行動
13時~ 日比谷野外音楽堂
- 3月25日(金) 戦争法廃止 3・25労働者決起集会
四谷区民ホール(丸の内線「新宿御苑前」より徒歩5分)
主催: 壊憲NO! 96条改悪反対連絡会議
- 3月26日(土) 原発のない未来へ! 3.26全国大集会
場所: 代々木公園 11:30~オープニングライブ
12:30~集会開始 14:40~デモ行進

安倍「教育再生」にNO！

憲法を生かし平和を希求する —その19— 伊藤光隆

教育荒廃の原因は「規制緩和」

新自由主義に基づく教育の自由化、規制緩和は、1984年に中曽根政権時の臨時教育審議会（臨教審）で議論されたのが始まりです。しかし、本格的に実施されるのは、2000年を前後して品川等で始まった「教育改革」からです。

臨教審答申が実現されなかったのは、反対勢力が強かったから。そこで、中曽根は、国鉄改革で国労を潰し、総評や社会党も葬り去ったのです。

21世紀は、規制緩和の嵐が吹き荒れています。

1. 中曽根臨教審を振り返る

まず、教育の「自由化」で激論となった中曽根臨教審を振り返ってみましょう。中曽根臨教審こと、臨時教育審議会（りんじきょういくしんぎかい）は、1984年に設置され、中曽根康弘首相の主導で、政府全体として長期的な観点から広く教育問題を議論しました。

運営に当たっては「二十一世紀を展望した教育の在り方」（第一部会）、「社会の教育諸機能の活性化」（第二部会）、「初等中等教育の改革」（第三部会）、「高等教育の改革」（第四部会）を議論する4つの部会が設けられ、議論のまとまったものから4次にわたって答申が出されました。

「自由化」論が、まとまった形で臨教審のテーマに上ったのは、84年9月27日の第3回総会。首相ブレーンの1人といわれる香山健一委員（当時、学習院大教授—故人）が『『教育改革の基本方向』についての提案』と題する4ページの文書を各委員に配布。そこで「今次教育改革で戦略的に重要なのは、教育行政改革による教育の自由化の断行だ」として、

(1) 教育行政分野での許認可、各種規制の見直し

(2) 教育分野への民間活力の導入

(3) 学校の民営化、塾の合法化

(4) 選択の自由の拡大と競争メカニズムの導入——など「自由化」

の具体的な内容を示しました。

結局、この「自由化」論は、公教育のテリトリーを失うことを恐れた旧文部省・文教族が厳しく抵抗、「個性重視」に文案が書き換えら

れました。

一方、文教政策の懸案であった「道德教育の強化」や「教員の資質向上」も臨教審答申にしっかり盛り込まれていたのです。

*「世界を考える京都座会」(座長=松下幸之助)も、84年3月に「学校教育活性化のための7つの提言」を出し、義務教育を対象に、学校設立の自由化、通学区域制限の大幅緩和(学校選択の自由化)、教員免許法の改正による社会人教員の登用、学年・教育内容・教育方法の弾力化などを要求していました。

実は、学力低下の元凶とされた「ゆとり教育」もまた、これに沿った政策のひとつだったのです。国レベルの制約をゆるめて地方や学校現場での裁量を広げる、という意味で。

「ゆとり教育」の本質とは、教育版「土光臨調」であり、教育界の「行政改革」だったのです。

(その当時、「ゆとり教育はゆるみ教育」「学力低下で国力低下」といった精神論に惑わされ、この本質を見抜くことに失敗しました。)

臨教審のそのまた根っこにあるのが、81年にできた臨時行政調査会(土光臨調)です。土光臨調に日本の霞が関はいわばほぼ全面降伏してしまいました。

国鉄がなくなって、JRになる。電電公社がNTTになる。それまでの常識では考えられないことが起こったのです。

予算はこれ以上増やさず、シーリングをかけて厳しくやっていく。公務員の権力はどんどん抑える・・・。

それから、小泉改革を経て世の中の流れというのは一貫して、“官から民へ”。中央集権から地方分権へ、大きな政府から小さな政府へ、という流れでやってきています。



臨教審→教育の自由化

①教育における規制緩和と、教育サービスの提供主体の多様化

②教育を受ける側の選択の機会の拡大

それ以降の課題→①市場原理に基づく教育改革の実行

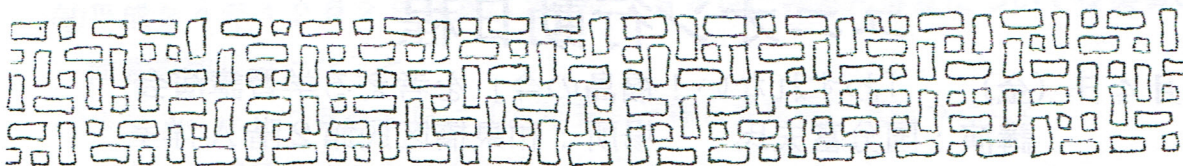
②国家統制を内在させる新自由主義への移行により、
新自由主義教育改革を完成させる

2. おわりに

品川区では、規制緩和を利用して、教育改革を断行しました。学校選択から始まって小中一貫教育まで。今後は、外部や地域の力を強めてコミュニティ・スクール政策を推進しようとしています。今後の動きを注視していく必要があります。

一方で、規制緩和は、子どもの貧困率や格差を高めています。それは、非正規労働者の増大とも繋がります。

貧困問題の解決のためにも、教育荒廃の原因は「規制緩和」だ！という声をあげることが大切です。



「働く人の労働法概論」 受講報告

2016年2月10日東京都労働相談センターでセミナーが開催された。労働弁護団の重鎮、徳住堅治弁護士による講演は、日頃労働相談や労働紛争に携わる我々にとっても有意義な情報や視点が数多くあった。

「判例を学び、労働相談や労働紛争解決に活かそう！」

基本的に労働契約のルールを定める労働契約法はわずか22条にすぎない。従って、法律の定めがない分野が多く、日本では伝統的に判例の果たす役割は大きい。判例は「先例となる判決」と「事例判決」に区別され、「先例となる判例」は後の裁判で従がわれる可能性の高いもので重要である。分野ごとにリーディングケースとなる先例判例に学び、頭に入れることが我々労働組合員にとって重要であり、紛争における武器ともなる。

◎学んでおきたい先例判決（個別的労使関係紛争）

①解雇権濫用の法理「高知放送事件」（最判昭52.1.31 労判171号17頁）

②整理解雇の法理 下級審の判例群。*最高裁の明確判例なし。

③就業規則の一方的不利益変更「秋北バス事件」（最判昭43.12.25 判タ230号）

④雇止めの法理「東芝柳町工場事件」（最判昭49.7.22 労判206号27頁）

⑤労働協約の不利益変更「朝日火災海上保険事件」（最判平9.3.27 労判713号27頁）等々がある。*判例の検索としては○労働判例の掲載誌（「労働判例」や「労働タイムス」等。○パソコンによる検索（「判例秘書：ジュリスト」「第一法規」等）がある。 (櫻村)

大会で報告された情勢について

1. 国際情勢

世界は、戦争と新自由主義が続き、広がっています。

第一に、世界各地で戦争が続いていることです。米英仏などがイラク・シリアで「対テロ戦争」という無差別爆撃を繰り返し、乳児・幼児を含めた現地住民が殺戮されています。ISなどの勢力が無差別殺人攻撃を重ねていますが、その背景に移民やイスラム教徒に対する差別と貧困の問題があること、また、サウジアラビアなど中東産油国による支援やトルコ及び米国との石油の取引がその支えになっていることも同時に押さえておくべきです。アジア地域でも、領土問題や核実験問題、日米中の巨額の軍備支出と絶え間ない軍事演習などにより緊張が高まっています。

第二に、新自由主義が今も世界を覆い、貧富の差が拡大しています。物を作って得られる利益よりも、投機による利益がその50倍以上も多いというカジノ資本主義が生み出した巨額の不良債権の回収不能で2008年のリーマンショックは起きました。しかし、それ以来、世界的な不況が打開されないまま、同じことが繰り返され、また、労働の規制が取り払われて労働条件は低下し、非正規職は増え、金持ちはさらに富み、貧しい者はさらに貧しくなっています。

第三に、戦争と新自由主義に抵抗して克服しようとする人々の闘いが世界各地で繰り広げられています。戦争・軍事基地・労働法改悪に反対する各国・地域での地道な運動が取り組まれています。スペイン総選挙での急伸左派勢力ポデモスの躍進、イギリス労働党党首への反戦反自由主義を唱える最左派候補の当選、米大統領候補選出過程での民主党候補としての民主社会主義者の大健闘などは、人々が置かれている事態の深刻さの反映であると同時に、数年前に起きた「1%ではなく99%のために」をスローガンとした占拠運動とヨーロッパでの労働者民衆の抗議デモに示された「平和・自由・平等」を求める取り組みが脈々と続いていることを表わしています。

2. 国内情勢

日本で働く労働者は、どのような状況にあるのでしょうか。

第一に、非正規職が増加しました。

2014年の国内雇用者数は5617万人ですが、非正規社員は2000万人を超え、その割合は15年10月時点で40.0%に達しました。正社員60%、パート23.3%、契約社員3.5%、定年後の再雇用2.7%、派遣2.6%です。また、2012年の調査によると、就職した雇用者のうち非正規は男性33.8%、女性52.3%です。非正規しか働き口がないという状況が広がっています。

第二に、賃金が減っています。

パートを除いた一般労働者の2015年の年間の実質賃金は前の年より0.6%減りました。一般労働者の実質賃金は2012年以降4年連続減りました。パート労働者の去年の実質賃金は0.5%減り、3年連続減少です。

昨年の最低賃金は、全国平均798円。最高は東京907円、最低は沖縄など693円でした。

2014年の民間給与の平均額は415万円で、正規478万円、非正規170万円でした。男性514万円、女性272万円でした。

第三に、長時間労働とサービス残業、労災の増加など、労働条件はひどいままです。

大手企業100社の残業時間は、80時間以上72社、100時間以上37社。最長は関西電力193時間です。ILOによると週49時間以上働く労働者の比率は23%で英仏独の倍です。14年度の精神障害による労災災害を請求した人は1456人で、うち認定された人は497人でした。

他に、2014年で組合員984万9千人。組合加入割合は17.5%です。完全失業率は、13年4.0%、14年3.6%、15年3.4%です。国の借金は1000兆円を超え、1人当たり830万円です。企業の内部留保は増え続け、13年度末で328兆円です。昨年の生活保護受給者は216～217万人です。

労働者の生活が苦しくなっているのに、日本政府は口先ばかりで、根本的な解決策を一つも打ちません。逆に、労働法制を悪くし、また、戦争のできる国づくりを進めて、労働者をますます苦しめようとしています。

安倍政権は、一昨年の集団的自衛権を認める閣議決定と昨年の安保法制＝戦争法制によって9条の規定を有名無実化する事実上の改憲を強行しました。今年7月の参議院選挙での勝利を通して9条の条文

も変えるなどして改憲を完成させようとしています。自衛隊を米軍の一部として組み込んで一体化させ、世界のどこでも侵略戦争を行えるようにすること、および、国連安保理常任理事国入りすることにより、イギリスやフランスのような米国の副官としての「普通の国」になり、中国に軍事的に対抗しつつ、アジアの盟主の位置に返り咲こうと狙っています。その背景には、世界各地に展開する日本の多国籍企業の利益があります。「国民」ではなく「企業の利益」を守るための自衛隊海外派兵を日本経団連は政府に強く求めています。加えて、安倍政権は、核兵器を持つ夢を実現するためもあって原発の再稼働を強行しました。福島原発事故が収集するめどが全く立たず、今も放射能が大量に漏れだし、約10万人の人々が避難生活を未だに強いられているにも関わらずにです。兵器と原発を各国に売り歩く「死の商人」に日本は成り果てました。

また、沖縄では、民意を踏みにじる辺野古新基地建設を今も強行しています。この数年の間に、国政選挙、知事選、市長選、市議会選挙で辺野古反対の民意ははっきり示されました。しかし、日本政府は、オール沖縄の声を踏みにじり、米国政府の圧力を受けながら、座りこみをする人々を警察権力を使って暴力的に排除しています。そのやり方は、戦争法の強行成立、原発再活動、マスコミ統制などとともに、憲法と民主主義を否定する暴挙にほかなりません。

新自由主義的な経済政策のアベノミクスは破綻しています。巨額の公的資金をばくちのように投入し、また日銀の金融緩和政策によって生み出された株高と円安は、輸出を行う大企業に大きな利益をもたらしましたが、そのおこぼれは一部の労働者にわずかにもたらされただけで、ほとんどの労働者の生活は安倍政権下で逆に苦しくなる一方です。

人為的操作による株高と円安以外には、労働者からさらに搾り取るほかに利益拡大の手段を見いだせない資本家の後押しを受け、安倍政権は派遣労働法を改悪し、昨年9月11日に施行しました。これは、派遣労働者の正規職化の道を絶つとともに、職場を派遣労働者など非正規職で埋め尽くして賃金コストを削減する狙いを持った暴挙です。今年は、残業代ゼロ法案、解雇要件の緩和などが狙われています。

私たち労働者にとって、安倍政権は百害あって一利なしです。一日も早く打ち倒しましょう。

ユニオンの今後の方針

宣伝活動に取り組む

引き続き、毎月の昼、夕の駅ビラ配布とホームページの更新を進めよう。
大崎労政事務所・中央労政事務所の置きビラの補給を行おう。

相談対応の充実

今後も必ず、会議で方針討議を行い、最大限の知恵を集め、闘いを有利に展開しよう。メンバーの得意分野を生かし、互いを補う集団的運営で労働相談を進めよう。

学習活動を忘れずに

今年も労働法のパンフや春闘パンフの読みあわせを行おう。月1回の学習会を引き続き行おう。労政や組合が主催する、労働法や運動の学習会にできるかぎり参加しよう。労働相談の団体交渉に参加する実践学習に取り組もう。

ユニオンのエネルギーは学習活動を通じて増大する。今後も学習活動を取り入れて、力強く活動していこう。

労働者の連帯・支援活動への取り組み、職場での組合づくり

JAL争議団の解雇撤回、郵政ユニオン・東部労組メトロコマース支部の契約法20条の裁判闘争。不当解雇を撤回させる闘い、多くの企業で横行しているサービス残業をきちんと支払わせる闘い。有給休暇を取れる健全な職場づくり。その為に、職場に組合をつくる取り組みを進めましょう。ユニオンネットお互いさま、との交流を進めよう。

社会的な課題への取り組み

立憲主義を踏みにじる安倍政権を許さず、憲法改悪を阻止しよう！

戦争法を廃止させよう。

オール沖縄に連帯し辺野古の新基地建設を阻止しよう。

原発の再稼働に反対し廃炉を勝ち取ろう！

労働法の改悪に反対していこう！